

部落差別の解消の推進に関する法律

法律を口実としたえせ同和行為が発生しています！

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在することが明記され、国と地方公共団体がその解消に関する教育・啓発などの施策を推進する責務があることが定められています。

ところが、「えせ同和行為」を行う者がこの法律を口実に企業等に対して、「法律ができたから、あなたにも協力する責任がある。」などと高額な書籍の購入や寄付金を要求する事案が発生しています。この法律は、企業・団体に対して法的責任を求めるものではありません。法律を知らないことに対して、「勉強不足だ。あなたの会社は社会的責任を果たしていない。書籍を購入せよ。」などと迫られた場合は、「法務局や県の指導・研修を受けるので必要ない。」と断っていただくのもひとつの方法です。

「えせ同和行為」は、それを受けた側にとって、大きな迷惑であることはもちろんですが、それだけでなく、こうした行為とは無関係の方々がこれに関わっているかのような誤解や偏見、同和問題への忌避意識を生み、差別の解消を阻害する大きな要因となっています。

「えせ同和行為」に対して、毅然として対応していく一方で、私たちも、こうした誤解や偏見が生じないよう同和問題を正しく知っておくことが必要です。

不当な要求に動じないように、この機会に法律の内容もご覧いただきますようお願いします。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月16日公布・施行）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

○ 附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日 衆議院法務委員会）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○ 附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日 参議院法務委員会）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。